

専決処分について

次の事項について、令和2年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年5月2日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、公費による介護保険料の軽減の強化に関し、春日市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

## 春日市介護保険条例の一部を改正する条例

春日市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,100円」を「20,880円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,100円」を「20,880円」に、「38,280円」を「29,580円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,100円」を「20,880円」に、「50,460円」を「48,720円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。